

葛飾区民間建築物アスベスト対策助成要綱

平成17年9月29日

17葛都建第370号

区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物におけるアスベストの飛散を防止するための工事に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、アスベストの飛散を防止するための措置を推進し、区民のアスベストによる健康被害の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象建築物)

第2条 助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、葛飾区内の建築物のうち、当該建築物の屋外又は屋内においてアスベストを含有する吹付け材が使用された建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅又は兼用住宅
- (2) 共同住宅

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができるものは、前条に規定する助成対象建築物を所有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象建築物の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体（以下「管理組合」という。）は、助成を受けることができる。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象建築物の屋外又は屋内のアスベストを含有する吹付け材に係る次の各号に掲げる工事に要した費用とする。

- (1) アスベスト除去工事
- (2) アスベスト封じ込め工事
- (3) アスベスト囲い込み工事
- (4) その他上記工事に伴い必要な工事

(助成の回数)

第5条 この要綱に基づく助成を受けることができる回数は、助成対象建築物1件につき1回限りとする。

(助成額)

第6条 助成額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する住宅又は兼用住宅 1件につき30万円を限度として、助成対象経費の2分の1に相当する額
- (2) 第2条第2号に規定する共同住宅 1件につき100万円を限度として、助成対象経費の2分の1に相当する額

2 前項の助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成の申請手続)

第7条 第3条第1項に規定する助成対象建築物を所有するものが2人以上いる場合の申請手続は、当該所有するもののうちこれらのものを代表する者(以下「代表者」という。)

1人を定め、当該代表者が助成の申請手続を行うものとする。

2 第3条第2項に規定する管理組合の場合の申請手続は、当該管理組合で定める建物の区分所有等に関する法律第25条に規定する管理者(以下「管理者」という。)又は当該管理組合の規約若しくは集会の決議により当該管理組合を代表するもの(以下これらを「管理者等」という。)が助成の申請手続を行うものとする。

第8条 助成を受けようとするものは、第4条各号の工事に着手する前にアスベスト対策助成承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象建築物の建築場所の案内図
- (2) 助成対象建築物を所有することが確認できる書類の写し
- (3) 調査報告書等、アスベストの含有が確認できる書類の写し
- (4) 当該工事の概要書(第2号様式)
- (5) 当該工事に要する費用の積算内訳書
- (6) 助成対象建築物及び当該工事予定部分のアスベストを含有する吹付け材の写真
- (7) その他区長が必要と認める書類

2 前条第1項に規定する代表者は、前項各号に定める書類のほか、当該申請に関して当該助成対象建築物を所有するものの全員の承諾を受けたことを証する書類並びに助成に関する手続及び助成金の受領を委任された旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

3 前条第2項に規定する管理者等は、当該助成対象建築物において管理組合を構成していることを証する書面の写し、当該管理組合の管理者又は当該管理組合を代表するものであることを証する書面の写し及び当該申請を行うことについて権限があることを証する書面の写しを区長に提出しなければならない。

(助成の承認)

第9条 区長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容の審査及び現場の確認を行い、助成の対象者とするのが適当と認めるときは、アスベスト対策助成承認通知書(第3号様式)により、不適当と認めるときは、アスベスト対策助成不承認通知書(第4号様式)により、当該申請をしたものに通知する。

(変更の承認等)

第10条 前条の規定により助成の対象者であることの承認を受けたものが当該承認に係る工事の承認内容を変更しようとするときは、承認事項変更申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認するのが適当と認めるときは、承認事項変更承認通知書(第6号様式)により、承認するのが不適当と認めるときは、助成承認取消通知書(第7号様式)により、当該申請をしたものに通知する。

3 第8条の規定により助成の承認申請をしたものが当該申請を取り下げようとするとき又は前条の規定により助成の対象者であることの承認を受けたものが、当該承認に係る工事を取りやめ、若しくは中止しようとするときは、助成承認申請取下げ等届出書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(完了検査)

第11条 助成の対象者であることの承認を受けたものは、第4条各号に掲げるアスベストの飛散を防止するための工事が完了した時にアスベスト対策完了検査申請書(第9号様式)を区長に提出し、確認のための検査を受けなければならない。

(助成金の交付申請)

第12条 助成の対象者であることの承認を受けたものが前条の検査を受け、当該承認に係る工事を完了したときは、速やかにアスベスト対策助成金交付申請書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事に要した費用の領収書等、助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 工事中及び工事完了後の助成対象建築物の写真
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第13条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、アスベスト対策助成金交付

決定通知書（第 11 号様式）により、交付しないことを決定したときは、アスベスト対策助成金不交付決定通知書（第 12 号様式）により当該申請をしたものに通知する。

（助成金の請求及び交付）

第 14 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたものは、速やかにアスベスト対策助成金請求書（第 13 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 区長は、助成金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又は区長の指示に反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき、助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により当該申請をしたものに通知する。

（重複助成）

第 16 条 区長は、その他の類似の補助を受けている場合は、この制度による助成の全部又は一部を行わないことができる。

（助成金の返還）

第 17 条 区長は、第 15 条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（助言）

第 18 条 区長は、助成金の交付決定を受けるものに対して、アスベストの飛散の防止が図られるよう助言を行うことができる。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

付 則（平成 26 年 12 月 16 日 26 葛都建第 1633 号都市整備部長決裁）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。